３　既存の空中写真を活用する場合には、基礎資料を、当該空中写真及び当該空中写真を用いた空中三角測量の成果を用いて作成するものとする。

４　収集した既存の空中写真の地上画素寸法その他の仕様が前項の規定による基礎資料の作成に適さない場合であつても、当該空中写真は、基礎資料を作成する際の参考資料とすることができる。

（既存の航空レーザ測量の成果の活用）

第八十一条の八　航測法による地籍測量においては、既存の航空レーザ測量の成果を活用することができるものとする。

２　既存の航空レーザ測量の成果を活用する場合には、基礎資料を、当該航空レーザ測量の結果得られた三次元の座標値データを用いて作成するものとする。

第五目　補備測量

（補備測量の実施）

第八十二条　第八十一条の二、第八十一条の五、第八十一条の七第三項又は前条第二項の基礎資料及び筆界に関する情報を用いるのみでは筆界点の座標値を算出することができない場合には、補備測量を行うものとする。

２　補備測量は、次に掲げる作業の順序に従つて行うものとする。

一　細部図根測量

二　一筆地測量

３　前項第二号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、同項第一号に掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。

（補備測量における細部図根測量）

第八十二条の二　第四十六条、第五十九条から第六十四条並びに第六十七条第一項及び第二項の規定は、前条第二項第一号の細部図根測量について準用する。この場合において、第六十三条第一項中「地籍図根点等又は細部多角点（以下「細部多角点等」と総称する。）」とあるのは「細部多角点等又は航測図根点のいずれか」と、第六十四条（第二項を除く。）中「細部多角点等」とあるのは「細部多角点等又は航測図根点」と、同条第二項中「地籍図根測量又は多角測量法による細部図根測量に引き続き行う場合を除き、」とあるのは「与点とする細部多角点等又は航測図根点が地籍測量の着手前に設置された既設のものである場合は、」と読み替えるものとする。

（補備測量における一筆地測量）

第八十三条　第四十六条、第六十八条及び第七十条から第七十二条までの規定は、第八十二条第二項第二号の一筆地測量について準用する。この場合において、第六十八条中「地籍図根点等及び細部図根点（以下「細部図根点等」という。）」とあるのは「細部図根点等又は航測図根点」と、第七十条の二第一項及び第三項、第七十条の三、第七十条の五第二項及び第七十一条中「細部図根点等」とあるのは「細部図根点等又は航測図根点」と、第七十条の二第二項中「地籍図根測量又は細部図根測量に引き続き行う場合を除き」とあるのは「与点とする細部図根点等又は航測図根点が地籍測量の着手前に設置された既設のものである場合は」と読み替えるものとする。

（補備測量等）

第八十二条　対空標識の破損その他の理由により航測図根点及び筆界点の位置が求められない場合には、補備測量を行わなければならない。

２　第四十五条、第四十六条、第五十四条、第五十八条から第六十四条まで、第六十七条、第六十八条及び第七十条から第七十一条までの規定は、補備測量を行う場合について準用する。この場合において、航測図根点等の配置状況等によりやむを得ない場合には、航測図根点と同等の精度を有すると認められる筆界点を一筆地測量の基礎とすることができる。ただし、当該一筆地測量の次数は、一次までとする。

３　前二項の補備測量を終えたとき又は補備測量を必要としないときには、第七十二条に規定する点検を行うものとする。

（新設）

（航測図根点配置図等）

第八十三条　前二条の測量の結果は、航測図根点配置図、航測図根点成果簿、筆界点番号図及び筆界点成果簿に取りまとめるものとする。